

みやぎ環境交付金交付要綱

（目的）

第1 県は、豊かな自然環境を守り、次世代に確かに引き継いでいくために、市町村が実施する地域の良好な環境の保全、創造に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内においてみやぎ環境交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象事業等）

第2 交付金の交付対象となる事業の種類、内容、対象経費、交付金充当率等は別表のとおりとする。

2 各市町村が行うメニュー選択型事業に対する交付金交付上限額は、知事が別に定めるものとする。

3 別表に示す要件を満たす場合には、前項の交付金交付上限額を複数年度分積み立てて活用することができる。

（メニュー選択型の事業計画）

第3 市町村は、メニュー選択型事業について、別に定める日までに知事（仙台市以外の市町村にあつては、その区域を所管する保健所の長。以下「知事等」という。）に計画を提出するものとする。

2 前項の規定により提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業総括表（様式第2号）
- (2) みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業計画書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（市町村提案型の事業計画）

第4 市町村は、市町村提案型事業の実施を希望する場合は、様式第1号により、別に定める日までに知事に協議するものとする。

2 前項の協議において提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) みやぎ環境交付金（市町村提案型）事業計画書（様式第4号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

（市町村提案型の事業選定等）

第5 知事は、第4により協議があつたときは、その内容を審査し、採択の可否を決定して市町村に通知するものとする。

2 前項の事業採択をする上の評価基準は次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素の削減効果（算出できない事業については評価基準から除外する。）
- (2) 先進性・モデル性
- (3) 緊急性・必要性
- (4) 地域課題への対応度
- (5) 事業の発展性

（交付決定前着手）

第6 交付金事業の着手は、原則として規則第6条の規定による交付金の交付決定後に行なうものとする。

る。ただし、やむを得ない事由により当該交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、あらかじめ交付決定前着手届（様式第5号）を、知事に提出するものとする。

2 交付決定前着手届に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、第3及び第4の規定により提出された書類の内容から変更がない場合は添付を省略することができる。

(1) メニュー選択型の場合

- ア みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業総括表（様式第2号）
- イ みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業計画書（様式第3号）
- ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 市町村提案型の場合

- ア みやぎ環境交付金（市町村提案型）事業計画書（様式第4号）
- イ その他知事が必要と認める書類

（交付の申請）

第7 交付金交付申請書の様式は、様式第6号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、第6第2項各号の書類とする。ただし、第3、第4及び第6の規定により提出された書類の内容から変更がない場合は添付を省略することができる。

（交付の条件）

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 交付金事業の内容の変更又は交付金事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第7号により知事等の承認を受けること。ただし、経費の配分を変更する場合であって、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

- ア 交付金事業に要する経費の20%以内の増減（交付決定額に増額が生じる場合を除く）
- イ 交付金事業に要する経費の相互間の20%を超えない流用に伴う増減

(2) 事業を廃止する場合においては、様式第8号により知事の承認を受けること。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（予算の流用）

第9 メニュー選択型事業については、交付金の交付決定を受けた後、当該交付決定の額の範囲内で、別表に掲げる事業メニュー分類間の予算の流用を行うことができる。

2 市町村提案型事業とメニュー選択型事業との間の予算の流用は認めないものとする。

（実績報告）

第10 市町村は、交付金の交付の決定に係る年度の2月末日を期限とし、交付金事業の完了後、速やかに交付金事業実績報告書に関係書類を添えて、知事等に提出するものとする。

2 規則第12条第1項の規定による交付金事業実績報告書の様式は、様式第9号によるものとする。

3 規則第12条第1項における交付金事業が完了したときとは、第7により申請した事業すべてが完了したときとする。

4 規則第12条第1項の規定により交付金事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) メニュー選択型の場合

- ア みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業総括表（様式第2号）
- イ みやぎ環境交付金（メニュー選択型）事業実績書（様式第3号）
- ウ 振込先調査票（様式第10号）
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 市町村提案型の場合

- ア みやぎ環境交付金（市町村提案型）事業実績書（様式第4号）
- イ 振込先調査票（様式第10号）
- ウ その他知事が必要と認める書類

5 期限までに交付事業実績報告書の提出が困難となった場合、様式第7号により交付金事業計画変更承認申請書を知事等に提出するものとし、知事は、特に必要と認められる場合に限り、交付金の交付の決定に係る年度の3月末日までの範囲内で提出期限の繰り下げを承認するものとする。

（交付金の交付方法）

第11 交付金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が交付金事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、様式第11号によるものとする。

（処分の制限を受ける財産及び期間）

第12 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加した財産の価格が50万円以上のものとする。

2 規則第21条ただし書きの規定により前項の財産が処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（書類の備付け）

第13 市町村は、第12第2項の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、その財産に係る財産管理台帳を様式第12号により作成し、関係書類を整備保管しなければならない。

（施設等への表示）

第14 市町村は、「みやぎ環境税」の使途事業であることを周知するため、次の各号に掲げる施設等の区分に応じて、当該各号に定める方法により、みやぎ環境税を活用して実施又は整備されたものであること、実施又は整備年度及び実施市町村名を表示するよう努めるものとする。

(1) 移動可能な施設（機械施設等）

施設の表面に直接表示する。

(2) その他の施設（建物・構築物等）

標柱や標板等を設置する、又は施設の表面に直接表示する。

(3) イベント等のソフト事業

募集案内や使用する資料等に表示する。

(事業計画、実績の公表)

第15 市町村は、みやぎ環境交付金事業計画・実績概要書(様式第13号)等を広報資料として活用し、交付金により実施する環境課題解決に向けた取組の周知に努めるものとする。

(書類の形式、提出先及び部数)

第16 この要綱により知事等に提出する書類の提出先及び部数は、別表のとおりとする。

2 前項の規定による提出は、電磁的記録を送信することにより行うことができる。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月31日から施行し、平成23年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。
- 3 東日本大震災による被害のため、平成23年度に予定していたメニュー選択型事業の一部又は全部を実施することができないことにより、交付決定額が別に定める交付金交付上限額に達しない場合は交付金交付上限額と交付決定額との差額を、または、交付決定がない場合は交付金交付上限額を平成24年度の各市町村に対する交付金交付上限額に加算することとする。また、市町村提案型事業については、平成23年度は実施しないこととする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年3月23日から施行し、平成24年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。
- 3 平成24年度は、市町村提案型事業を実施しないこととする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月10日から施行し、平成26年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月14日から施行し、平成31年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月10日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月8日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月24日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月26日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行し、改正後の別表の規定は、令和８年度予算に係る交付金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

別表

1 メニュー選択型 対象事業

事業内容及び交付金交付上限額の取扱い等	
【事業内容】 脱炭素社会構築に向けた再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー対策、県民参加型の自然環境保全活動支援、有害鳥獣への対策など、下記に示す8つの事業メニュー分類に該当する取組について、市町村が地域の実情に応じて喫緊の環境課題解決に向けて実施する事業。 【交付金積立活用の要件等】 ・積立が可能な期間は、「みやぎ環境税」（県民税均等割の超過課税）の課税期間（令和8年度から令和12年度）内であること。 ・積み立てた交付金を活用して行う事業は、積立期間の最終年度に実施すること。 ・積立期間の初年度に、要綱第3の事業実施計画協議を行い、知事の承認を得ること。 ・積立期間内は、単年度事業の実施はできないものとする。 ・事業効果が相当量見込まれること。 ・事業実施協議時の事業費は、下記式による一定額以上の交付金を含む額であること。 事業費に占める交付金活用額 = $A \times B$ A：積立期間の初年度に当たる交付金交付上限額 B：積み立てる年度数	

事業メニュー分類	対象事業	事業例	対象経費	実施主体	交付金充当率等
① 公共施設等におけるCO ₂ 削減対策	庁舎、公民館、学校、保育所など公共施設への再生可能エネルギー又は省エネルギー設備等の導入により、公共施設からのCO ₂ 削減に資する事業	・太陽光発電、風力発電など再生可能エネルギー設備設置 ・ヒートポンプ、都市ガスボイラー転換など省エネ設備設置、断熱改修 ・庁舎内照明のLED化 ・公用車へのEV、PHV、FCV率先導入や充電設備の導入	報償費、旅費、使用料、需用費、役務費、備品購入費、委託料、工事請負費、補助金、負担金	市町村	10/10以内 別に定める交付金交付上限額を交付
② 照明のLED化	街灯、防犯灯、都市公園の屋外照明などのLED化により省エネルギーに資する事業	・商店街灯のLED化 ・道路照明のLED化	報償費、旅費は、講師及び専門家等へ支給する謝金、旅費に限る。 需用費、備品購入費は、事業実施に必要な物品に限る。		
③ 自然・海洋環境保全	環境教育や県民参加による自然・海洋環境保全、生物多様性に関する事業 ※環境教育施設等の本体整備、公園等の基本的施設整備は除く	【環境教育】 ・環境教育施設の充実化 ・リーダー育成、出前講座の実施 ・体験型環境学習の実施 ・環境フェア等イベントの開催 【自然・海洋環境保全】 ・県民参加による緑地公園やビオトープ等の整備など、生物多様性の保全に向けた取組 ・県民参加による海洋生物の生態調査などの動植物生態調査 ・海洋プラスチックごみ削減に向けた取組 【生物多様性】 ・ネイチャーボジティブの活動団体への支援			
④ 野生鳥獣対策	宮城県特定鳥獣保護管理計画に掲げる獣類（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、クマ）の被害対策や個体数管理に資する事業	・捕獲の実施、捕獲用具購入支援 ・防護柵の設置 ・太陽光電気柵の設置			
⑤ 環境緑化	公共施設や事業効果の高い民間施設等における環境緑化事業	・屋上や壁面の緑化 ・身近な緑化活動 ・緑のカーテン普及			
⑥ 再エネ・省エネ機器等導入支援	個人や事業者における再生可能エネルギー又は省エネルギー機器等の導入を支援する事業	・太陽光発電設備の導入支援 ・地中熱ヒートポンプ設置への支援 ・EV・PHV・FCVや充電設備の購入への支援 ・蓄電池の導入支援 ・省エネ家電、高効率給湯器設置への支援 ・エネファーム（燃料電池）設置への支援 ・断熱改修への支援			
⑦ 気候変動の影響への適応	地球温暖化等が原因で生じた（又は生じるおそれのある）気候変動の影響を回避・軽減するための事業	・公共施設への熱中症指数計の設置 ・浸水ハザードマップの作成、周知 ・クール（ウォーム）シェアの推進			
⑧ 一般廃棄物の発生抑制・再資源化促進等	廃棄物の発生抑制や再資源化の促進等により一般廃棄物の削減に資する事業	・3Rを促進する冊子やアプリ等の普及啓発資料の制作 ・啓発イベントやキャンペーンの実施 ・3R推進に係るシステム構築に関する調査事業 ・一般廃棄物の発生抑制や再資源化の促進を目的とした事業者への支援			

2 市町村提案型 対象事業

要件及び主な評価基準等	対象経費	実施主体	交付金充当率等
【事業内容等】 メニュー選択型事業の複合的な取組、NPO等との連携・協働による取組、地域資源を活用した取組など、市町村が創意工夫して行う地域課題解決に向けた事業 【主な評価基準】 ① 二酸化炭素の削減効果（算出できない事業については評価基準から除外する。） ② 先進性・モデル性 ③ 緊急性・必要性 ④ 地域課題への対応度 ⑤ 事業の発展性 【その他】 ・複数年度にわたる事業実施も可能とし、申請する事業の実施期間は2年間（当該事業申請年度の事業着手日から翌年度の2月末日までの期間）とする。 ・単年度事業の交付上限額は1年度あたり10,000千円とする。複数年度事業の交付上限額は、1年度あたり5,000千円、2年間で10,000千円とする。 ・申請事業数は、原則1市町村につき1事業とし、1市町村が単年度に複数の事業を実施することは認められないが、予算の範囲内で実施可能である場合は、この限りではない。	報償費、旅費、使用料、需用費、役務費、備品購入費、委託料、工事請負費、補助金、負担金 報償費、旅費は、講師及び専門家等へ支給する謝金、旅費に限る。 需用費、備品購入費は、事業実施に必要な物品に限る。	市町村	10/10以内 10,000千円/年を上限に交付

3 交付金事業の共通事項

対象外とする取組
・主たる目的が宮城県環境創造基金条例第1条に規定する環境創造基金設置の趣旨に該当しない取組 【参考】宮城県環境創造基金条例（平成23年宮城県条例第17号）（抜粋） （設置） 第一条 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化に資する取組その他の良好な環境の保全及び創造に向けた取組の一層の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、環境創造基金（以下「基金」という。）を設置する。 （処分） 第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。 ・「森林環境譲与税」の用途に定められた取組 ・その他、知事が不適当と認めた取組

対象外とする経費
・土地等の購入に要する経費 ・資格の取得に要する経費 ・販売を目的としたものに係る経費 ・参加者から参加料等の費用を徴収するものに係る経費 ・イベント等における食事等の提供に係る経費 ・職員の給与等に要する経費 ・EV等導入における車両本体価格、充電設備導入費及び「みやぎ環境税」用途事業の表示にかかる費用以外の経費並びに他に活用する助成金 ・事業実施者において消費税仕入控除が発生する場合は、該当する消費税及び地方消費税 ・LED照明からLED照明への更新、LED照明（街路灯等を含む）の新設に係る経費 ・市町村が毎年同様に住民への行政サービスとして行うごみの（適正）処理（ルーティン的なごみ処理事業）に要する経費 ・不法投棄されたごみの撤去等の不適正処理対策に要する経費 ・事業目的以外で使用可能と判断されるものの購入に要する経費 ・その他、知事が不適当と認めた経費

4 書類の提出先及び部数

【メニュー選択型】

市町村名	書類の提出先機関		提出部数 （書面による場合）
	交付要綱第3、第8、第10に関する書類	交付要綱第6、第7に関する書類	
仙台市	環境生活部 環境生活総務課	環境生活部 環境生活総務課	1部
白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	仙南保健所 環境衛生部		2部
塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村	塩釜保健所 環境衛生部		2部
名取市、岩沼市、亶理町、山元町	塩釜保健所岩沼支所		2部
栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	大崎保健所 環境衛生部		2部
石巻市、登米市、東松島市、女川町	石巻保健所 環境衛生部		2部
気仙沼市、南三陸町	気仙沼保健所 環境衛生部		2部

【市町村提案型】

市町村名	書類の提出先機関	提出部数 （書面による場合）
全市町村	環境生活部 環境生活総務課	1部